

「祝島の神舞行事」

山口県上関町

祝島神舞の由来に関する最古の史料は宮戸八幡宮宮司守友家の「御尋二付申上候事」（元禄 10 年（1697）7 月）である。この史料によると、仁安 3 年（1168）、豊後国東郡伊美村（現大分県国見町伊美）別宮八幡宮を、京都石清水より勧請の帰途、岩見島（祝島）の三浦に碇泊した。当時三浦には人家が 3 軒しかなく草木の実を取って暮らしていた。五穀不熟の理由は島に地神・荒神を祀らないためとして、8 月 3 日、豊後の社人に頼んで両社を勧請し、供物に棕の実を供えた。



神舞

『防長寺社由来』によると、祝島神舞の祖とされる荒神の勧請は、同じく仁安 3 年 8 月 3 日であり、祭りは「4、5 年に一度宛豊後国国崎郡伊美村別宮八幡宮の社人招請仕り 8 月 3 日神楽執行仕り候事」とある。

これらの史料での呼称は、「神楽」「荒神舞」で「神舞」という呼称はこれ以降といえる。神舞は別宮社の社人ら 30 人が祝島を訪れ奉納。祝島神舞（岩戸神楽）は所作など総体的にみて県内山陰に伝わる岩戸神楽と著しい相違点はないと思われる。祝島神舞は初め神舞式として 24 番を奏し、後半は里楽として 13 番を演舞するが、これは荒神のご宣託の古儀の可能性が考えられるという。

江戸時代、祝島神舞の執行は他藩との関わりがあるため藩の許可を得ていた。神舞主宰者守友家は島の 3 庄屋（御蔵入地庄屋、給領地 2 家の庄屋）の添書きの願書を大庄屋へ提出、願書は下代を経て荻城へ送られ、上関代官へ渡る。代官から神舞執行許可が条件付で出され、逆コースで神舞主宰者へ渡された。

現在、4 年に一度（オリンピック開催年）別宮社の社人を迎えに行き祝島へ招く（入船神事）。島をあげて数日間続けられた神舞が終わると再び社人を送っていく（出船神事）。これ以外、お種戻しと称して毎年 8 月、祝島から代表数名が別宮社に参詣をしている。

【参考資料】山口県文書館編 『防長風土注進案』 県立山口図書館 昭和 38 年
入江英親著 『海を渡る祭—祝島と国東別宮社の神舞—』 慶友社 昭和 50 年
上関町教育委員会 『周防祝島の神舞行事』 瞬報社(株) 昭和 53 年
山口県文書館 『防長寺社由来』 山口県文書館 昭和 57 年

みどころ



- 万葉の碑：祝島は古くから交通の要衝として知られ、行き交う船の航行安全を守る神霊の静まる島として知られてきた。島内には、736 年遣新羅使一行が祝島沖を航行中に詠んだといわれる万葉集の歌が刻まれた碑がある。
- こっこう：蔓性の植物で、キウイフルーツの原種ともいわれる。祝島には「徐福伝説」が語り継がれており、不老長寿の実としても有名。熟せば生食は美味だが、希少なので主に果実酒や羊羹などに加工されている。